

教育・保育施設において新型コロナウイルスの感染者が確認された場合の 対応に係る主な流れについて

(1) 当日から翌日にかけての主な流れ

① 感染の判明及び連絡

医療機関

又は

→

児童・職員（感染）

→

施設

(保育所等)

保健所

※学校等に通うお子さんがいる場合は、保護者から学校等にも連絡してください。

② 感染者発生連絡

施設

→

保護者

(保育所等)

※保育中の場合は、施設を休所するため、保護者にお迎えを依頼する場合があります。

③ 保健所の調査

保健所

⇔

感染者・施設

(保育所等)

④ 濃厚接触者の特定

保健所

⇔

施設

(保育所等)

⑤ PCR検査対象者の特定

保健所

⇔

施設

(保育所等)

※保健所の調査結果に基づき、濃厚接触者以外の方に検査を実施する場合があります。

⑥ 保護者への案内（随時）

施設

→

保護者

(保育所等)

- ・濃厚接触者の特定について
- ・PCR検査の対象者や日程等について
- ・施設の休所等について
- ・濃厚接触者に対する外出・登所の自粛要請について

※保健所の調査結果に基づいて案内します。

※目安としては、感染者と最後に接触した日の翌日から起算して14日間です。

- ・濃厚接触者に対する健康観察の実施について

※検温などの健康観察を毎日行っていただき、施設に報告していただきます。

(2) PCR検査（日程は保健所が決定します。）

① PCR検査の実施 

② 検査結果の案内（検査の翌日以降 ※検査機関によって異なります）

『陽性』が確認された方 

※保健所からの指示や案内に従って療養してください。

『陰性』が確認された方 

※濃厚接触者に特定された方は、外出の自粛と健康観察の実施・報告をお願いします。

(3) 健康観察の実施・報告



(4) 再開の案内



(5) その他（留意事項）

療養や外出自粛期間の終了後、施設への登所にあたって陰性証明等の提出を
求めることはありません。

感染確認後の主な日程等については、標準的なものを示しています。

感染の状況等によっては、それぞれの対応等が遅れる場合があります。

主な流れのイメージ図

